なわて高齢者プラン

（第9期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）

（令和6年度～令和8年度）

編集・発行　四條畷市　健康福祉部　高齢福祉課　〒575-8501　四條畷市中野本町1番1号
Tel：072-877-2121／0743-71-0330（代表）　FAX:072-863-6601

●計画の策定の趣旨

四條畷市の高齢化率は令和5年の3月末時点で26.9%と、全国や大阪府の値より低いものの、高齢化は進行しています。これまで2040年を見据えて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、包括的な支援体制の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス等の基盤整備、切れめのない医療及び介護サービスの提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化などを掲げ、地域共生社会の実現を推進してきました。

こうした社会状況の変化や国などの動向を踏まえ、本市の高齢者施策の推進においては、令和3年3月に策定した「なわて高齢者プラン2021」の取組みを発展的に継承します。また、くすのき広域連合の解散を受け、第9期介護保険事業計画は本市独自で進めることとなるため、両計画を統合し、「第9期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

●計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者を含む）ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画となります。

これら、要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開となるため、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「なわて高齢者プラン」として本計画に取りまとめました。

●計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期として策定するものとされているため、第9期介護保険事業計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間となります。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画の計画期間も令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとなります。

●計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して自立した生活ができるよう、「なわて高齢者プラン2021（四條畷市高齢者福祉計画）」で掲げた基本理念を引き継ぎつつ、「第8期くすのき広域連合介護保険事業計画」における基本理念にも新たに追加された「共生」という理念を取り入れ、「誰もが“長生きして良かった”といえる地域共生社会づくり」と定め、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、地域や関係団体とともに地域共生社会の実現をめざします。

誰もが“長生きして良かった”といえる地域共生社会づくり

●計画の基本的な視点

1.健康づくりと介護予防の一体化

高齢化の進展に伴う後期高齢化率の上昇が見込まれるなか、支援が必要な高齢者の増加が予測されます。高齢者になる前から誰もが豊かで元気な生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた保健事業と介護予防の一体化など関係機関と連携した体制づくり、環境づくりを進めます。

2.社会参加促進による生きがいづくり

高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を、地域社会で生かすことができるよう、地域活動への参加や、世代間を含めた交流、生きがいづくり、就労など様々な分野へ高齢者が社会参加できる機会の充実に努めます。

3.地域包括ケアシステムを推進するための体制整備

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自宅での生活を継続していくため、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)や、訪問看護ステーション、介護サービス関係者など在宅医療・介護を支える多職種連携など病院から在宅に向けた切れめのない支援体制を推進します。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が地域で安心して暮らし続けることができるよう、庁内関係機関をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民団体、老人クラブや地域自治組織などのコミュニティ関係者やボランティア等と連携し地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

4.認知症高齢者への総合的支援

2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると推定されており、認知症高齢者の増加が推測されます。子どもから高齢者まで地域の人に認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行うことで認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。また、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、ケアマネジャーなど認知症に携わる多職種間で、予防から介護への一貫した支援体制づくりに取り組みます。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念を踏まえ、本人ミーティング等により当事者の声を集め、地域や社会に伝えていくとともに、当事者の視点に立った地域づくりや施策形成へとつなげていきます。

5.高齢者の尊厳確保

高齢者の自己決定が尊重され、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護の視点に立ち、虐待対応や成年後見制度の利用促進など関係機関と連携しながら、高齢者の尊厳の保持に向けて取り組みます。

6.災害・感染症対策に係る体制整備

高齢者が安全で安心、快適に暮らすことができるよう努めるとともに、感染症の対策や災害時における高齢者など避難行動要支援者への円滑な避難支援が行われるよう、適切な情報提供及び周知・啓発に努めます。

●施策の体系

計画の基本的視点を踏まえ、以下の体系に基づき、施策を展開していきます。

施策の方向	取組みの内容	施策項目
1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進	(1)介護予防活動の充実	①介護予防推進体制の整備 ②高齢者への支援 ③地域における介護予防・健康づくりの支援
	(2)就労支援の整備	①高齢者の就労支援の充実
	(3)生きがい・交流事業の充実	①交流やふれあいの場・機会づくり ②老人クラブ連合会の活動 ③地域支え合い体制づくり事業の推進
2　日常生活を支援する体制の整備・強化	(1)介護保険制度以外の高齢者福祉サービスの整備	①ひとり暮らし高齢者等の支援 ②高齢者への在宅生活支援 ③障がい者の高齢化に伴う支援
	(2)日常生活を支えるサービス提供体制の充実	①生活支援体制の整備 ②地域づくりの展開 ③情報提供に向けた環境整備
3　地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進	(1)地域包括支援センターとの連携	
	(2)地域包括ケアシステムの基盤となるネットワークの整備・充実	①地域ケア会議の推進 ②医療と介護の連携強化に向けて ③地域共生社会の実現に向けて ④相談・啓発の体制づくり ⑤介護マンパワーの確保
	(3)高齢者セーフティネットの整備・充実	①見守りサービスへの支援 ②民生委員・児童委員等による支援
	(4)住まい・生活環境の整備	①養護老人ホーム ②軽費老人ホーム ③高齢者のための住宅対策 ④福祉のまちづくりの推進
4　認知症高齢者への総合的支援	(1)認知症に関する意識啓発の促進	
	(2)認知症に関する相談支援体制の確立	
5　高齢者の権利擁護	(1)権利擁護の推進	
	(2)高齢者虐待防止に向けた取組みの推進	
6　災害・感染症対策に係る体制整備	(1)災害時における要支援者への支援	①なわて災害時地域支え合い事業 ②災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定締結
	(2)災害・感染症対策に対する備え	①介護事業所等との連携 ②周知・啓発
7　介護サービスの充実と質の向上	(1)サービス提供主体への支援	①介護サービス事業の方針の明確化 ②相談体制や苦情処理体制の確立
	(2)サービスの質を向上する取組みの推進	①自立支援に向けた業務改善の推進 ②サービス別の質の評価及び生産性の向上
8　持続可能な介護保険制度の運営	(1)介護給付費の適正化	
	(2)事業者への指導、監督	

●介護給付の見込み

計画期間における利用者数や基盤整備等の動向を踏まえ、令和5年8月までの実績等を勘案し、第9期事業計画期間のサービス量を見込みました。また、地域包括ケア見える化システムの将来推計機能を活用し、令和12年度、令和22年度のサービス量も参考値として掲載しています。

単位（千円）

	計画期間			将来推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1)居宅サービス	2,502,170	2,638,361	2,795,592	3,009,945	2,834,377
訪問介護	858,697	927,524	1,000,386	1,074,448	1,027,767
訪問入浴介護	17,417	19,502	21,373	24,064	24,064
訪問看護	243,356	266,194	291,697	281,018	261,549
訪問リハビリテーション	5,816	6,626	7,476	6,667	5,884
居宅療養管理指導	92,693	106,768	123,446	106,269	100,126
通所介護	567,126	571,797	578,689	692,357	641,370
通所リハビリテーション	176,607	177,521	178,014	186,364	172,702
短期入所生活介護	169,043	184,403	201,642	204,239	195,463
短期入所療養介護	13,031	13,072	13,161	16,561	15,561
福祉用具貸与	163,527	166,736	175,596	184,133	172,987
特定福祉用具購入費	5,180	5,463	5,991	5,991	5,991
住宅改修	11,737	11,737	12,477	12,477	10,982
特定施設入居者生活介護	177,940	181,018	185,644	215,357	199,931
2)地域密着型サービス	453,115	468,304	471,684	529,146	510,204
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,229	10,671	12,473	6,237	6,237
地域密着型通所介護	40,824	41,366	42,944	48,201	43,524
認知症対応型共同生活介護	201,729	208,161	208,161	232,479	225,635
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	199,955	203,722	203,722	237,845	230,424
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	4,378	4,384	4,384	4,384	4,384
3)施設サービス	1,375,512	1,386,029	1,389,623	1,602,966	1,547,647
介護老人福祉施設	851,339	858,085	858,085	988,438	965,347
介護老人保健施設	495,575	499,346	502,940	581,809	549,498
介護医療院	28,598	28,598	28,598	32,719	32,802
4)居宅介護支援	289,840	300,431	311,997	344,190	318,093
合計	4,620,637	4,793,125	4,968,896	5,486,247	5,210,321

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用人数を記載。

●予防給付の見込み

単位（千円）

	計画期間			将来推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1）介護予防サービス	77,582	78,609	79,626	88,465	79,225
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	22,519	22,547	22,883	24,839	22,428
介護予防訪問リハビリテーション	646	647	647	647	647
介護予防居宅療養管理指導	2,417	2,565	2,565	2,836	2,439
介護予防通所リハビリテーション	26,486	26,814	27,107	32,326	28,780
介護予防短期入所生活介護	1,154	1,155	1,155	1,277	1,277
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,262	10,814	10,814	12,186	10,944
特定介護予防福祉用具購入費	1,405	1,405	1,405	1,405	1,405
介護予防住宅改修	5,620	6,589	6,977	6,201	5,232
介護予防特定施設入居者生活介護	6,073	6,073	6,073	6,748	6,073
2）地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
3）介護予防支援	16,360	16,442	16,563	17,591	15,779
合計	93,942	95,051	96,189	106,056	95,004

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用人数を記載。

●総合事業の見込み

単位（千円）

	計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1）訪問型サービス	11,592	12,025	12,458
訪問型サービス（従前相当）	1,200	1,200	1,200
訪問型サービスA（緩和型）	10,392	10,825	11,258
2）通所型サービス	33,181	35,454	37,726
通所型サービス（従前相当）	1,760	1,760	1,760
通所型サービスA（緩和型）	26,121	27,069	28,016
通所型サービスC（短期集中型）	5,300	6,625	7,950
3）介護予防ケアマネジメント	7,915	8,286	8,643
合計	52,688	55,765	58,827

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用人数を記載。

●標準給付費と地域支援事業費の見込み

（1）標準給付費

単位（千円）

	計画期間				将来推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和12年度	令和22年度
総給付費	4,714,579,000	4,888,176,000	5,065,085,000	14,667,840,000	5,592,303,000	5,305,325,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	127,601,559	132,261,733	135,689,312	395,552,604	148,628,369	142,597,513
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	73,529,560	76,232,815	78,204,702	227,967,077	150,366,041	141,676,050
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,165,241	16,519,015	16,707,127	49,391,383	18,633,984	17,532,148
算定対象審査支払手数料	3,634,966	3,714,500	3,756,820	11,106,286	4,190,094	3,942,338
標準給付費見込額	4,935,510,326	5,116,904,063	5,299,442,961	15,351,857,350	5,914,121,488	5,611,073,049

（2）地域支援事業費

単位（千円）

	計画期間				将来推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和12年度	令和22年度
地域支援事業費	173,413,000	198,997,000	196,176,000	568,586,000	195,332,064	174,834,104
介護予防・日常生活支援総合事業費	76,778,000	98,739,000	94,853,000	270,370,000	93,970,609	88,033,121
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	78,409,000	80,074,000	80,732,000	239,215,000	77,507,455	62,946,983
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	68,454,000	68,558,000	68,583,000	205,595,000	69,534,227	56,471,597
任意事業	9,955,000	11,516,000	12,149,000	33,620,000	7,973,228	6,475,386
包括的支援事業（社会保障充実分）	18,226,000	20,184,000	20,591,000	59,001,000	23,854,000	23,854,000
在宅医療・介護連携推進事業	545,000	1,399,000	1,595,000	3,539,000	1,595,000	1,595,000
生活支援体制整備事業	6,263,000	6,476,000	6,477,000	19,216,000	6,477,000	6,477,000
認知症初期集中支援推進事業	2,204,000	2,265,000	2,397,000	6,866,000	2,397,000	2,397,000
認知症地域支援・ケア向上事業	4,312,000	4,739,000	4,811,000	13,862,000	4,800,000	4,800,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	415,000	461,000	466,000	1,342,000	410,000	410,000
地域ケア会議推進事業	4,487,000	4,844,000	4,845,000	14,176,000	8,175,000	8,175,000

●保険給付を行うための財源は、公費（国・府・本市の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は、原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方から徴収する保険料で賄うこととなっています。なお、地域支援事業のうち包括的支援事業等については第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第1号被保険者の負担割合は変わりません。

●第1・2号被保険者の保険料負担割合は全国の第1・2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定されます。

●介護保険料基準額の算定

①　標準給付費（15,351,857,350円）＋　②地域支援事業費（568,586,000円）
＝（15,920,443,350円）

×第1号被保険者負担割合（23%）

＝　③第1号被保険者負担相当額（3,661,701,971円）（1円未満四捨五入後）

＋調整交付金相当額（（781,111,368円）
－調整交付金見込額（852,124,000円）
＋財政安定化基金拠出金見込額（0円）
＋財政安定化基金償還金見込額（0円）
－準備基金取崩見込額（0円）
＋市町村特別給付費等（0円）
－保険者機能強化推進交付金等見込額（18,313,000円）

＝　④保険料収納必要額（3,572,376,338円）

÷予定保険料収納率（98.90%）

÷所得段階別加入割合補正後被保険者
（41,891人※）
※　令和6年度から令和8年度までの
第1号被保険者の推計値の合計（43,171人）
↓
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後
被保険者数（42,046人）

＝　保険料基準額（年間）（85,908円）

÷12か月

＝　**保険料基準額（月額）（7,159円）**（1円未満四捨五入後）

※端数計算の関係上、計算が合わないところがあります。

●所得段階別保険料の設定

区分	対象者	保険料負担率	保険料（年額）	保険料（月額）
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	（基準額×0.285） ※公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施する前は0.455	24,483円	2,040円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	（基準額×0.485） ※公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施する前は0.685	41,665円	3,472円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	（基準額×0.685） ※公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施する前は0.69	58,846円	4,904円
第4段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人で、世帯の誰かに市民税が課税されている人	（基準額×0.9）	77,317円	6,443円
第5段階	・本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人で、世帯の誰かに市民税が課税されている人	（基準額×1.00）	85,908円	7,159円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	（基準額×1.20）	103,089円	8,591円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	（基準額×1.30）	111,680円	9,307円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	（基準額×1.50）	128,862円	10,739円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	（基準額×1.70）	146,043円	12,170円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	（基準額×1.90）	163,225円	13,602円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	（基準額×2.10）	180,406円	15,034円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	（基準額×2.30）	197,588円	16,466円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	（基準額×2.40）	206,179円	17,182円
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	（基準額×2.50）	214,770円	17,898円
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1000万円未満の人	（基準額×2.60）	223,360円	18,613円
第16段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	（基準額×2.70）	231,951円	19,329円